

定 款

アルフレッサ ホールディングス株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、アルフレッサ ホールディングス株式会社と称し、英文ではAlfresa Holdings Corporationと表す。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 医薬品、再生医療等製品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物、工業薬品、化学薬品、防疫薬品、薬用原料、漢方生薬、試薬、動物用医薬品、動物用医薬部外品、農薬、飼料、飼料添加物、肥料、食品、食品添加物、酒類、高圧ガス、ゴム製品および化学工業製品の製造、輸出入および販売
- (2) 医療用および介護用の機器・器具・備品・消耗品、福祉用具、衛生用品、育児用品、育児用具、動物用医療用具、度量衡計量器、放射線機器、精密機械器具、電子工学機器、オフィスオートメーション機器および寝具の製造、輸出入、販売、賃貸、修理および管理
- (3) 試験用薬品、臨床検査薬、健康器具、医療用電子器具、衛生材料、歯科材料、特定治療材料、事務機器およびコンピュータの販売および輸出入
- (4) 麻薬の卸売
- (5) 臨床検査に関する事業
- (6) 経営および医療に関するコンサルタント業
- (7) 医療施設、薬局、ドラッグストアおよびコンビニエンスストアの経営および管理の受託
- (8) 医療機関および福祉施設において取り扱う物品の管理ならびに配送業務の請負および受託
- (9) 移動入浴の受託業務
- (10) 医療用および介護用の機器・器具・備品の滅菌および消毒に関する受託業務
- (11) ホームヘルパーの教育および養成
- (12) 介護保険法に基づく訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護および福祉用具貸与に関する居宅サービス事業
- (13) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (14) 企業の経営管理および営業活動に関する人材育成のための教育
- (15) 市場調査、広告および宣伝に関する業務
- (16) 印刷物の企画、製作、出版の請負および販売
- (17) 各種情報の収集、分析、処理サービスおよび提供業務
- (18) 情報およびデータ通信機器の維持管理業務の受託
- (19) コンピュータおよびその周辺機器ならびにソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸および保守
- (20) 民営職業紹介斡旋事業
- (21) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者および特定労働者の派遣事業
- (22) 家具調度品、什器およびインテリア用品の輸出入、販売および付帯工事
- (23) 電気設備、空調設備、消火装置、消火用機器、通信機器、事務機器、事務用品、光学機器、計測機器、理化学機器および各種機械装置の設計施工、付帯工事、販売および斡旋に関する事業

- (24) 建築および内装仕上工事の設計、施工ならびに監理
- (25) 建築資材および簡易建物の販売
- (26) 建築物の清掃および消毒等に関する建物サービス業
- (27) 宅地建物取引業ならびに不動産の販売、賃貸借、管理および仲介
- (28) 倉庫業および貨物自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業
- (29) 車両類、車両備品および輸送用機械器具の販売、斡旋、賃貸、代理ならびに駐車場経営
- (30) 自動車の定期点検および修理等各種メンテナンスの管理および斡旋
- (31) 書籍、スポーツ・レジャー用品、日用雑貨、楽器、園芸材料、園芸用品、園芸植物、陶磁器、美術工芸品、宝石、貴金属、真珠、装身具、時計、衣料品、革製品、ビデオソフトおよび音楽ソフトの輸出入、販売および賃貸
- (32) 玩具、家庭用電化製品、家庭用品、生花、農業用機械器具、洗剤、ペット用具、ペット用品、たばこ、喫煙具、はがき、切手および印紙類の販売
- (33) 各種プリペイドカードの委受託販売
- (34) 飲食業および調理請負
- (35) スポーツ施設、宿泊施設、料理・調理学校、外国語学校、文化教室、カルチャーセンター、画廊および美術館の経営
- (36) 各種イベントおよび講習会の企画、運営および管理
- (37) 旅行業法に基づく旅行業
- (38) 翻訳および通訳請負ならびに日本語および外国語の文書作成請負
- (39) リネンサプライ業およびクリーニング業
- (40) 医療廃棄物および産業廃棄物の処理業ならびに医療廃棄物および産業廃棄物処理機器の販売
- (41) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (42) 写真現像および焼付業
- (43) 資産運用および管理に関するコンサルタント業
- (44) 物流システムの管理運営業務
- (45) 自動車の運行およびその管理の受託および請負
- (46) ファイリング等の文書管理および文書集配の請負
- (47) 冠婚葬祭に関する情報の提供、仲介および斡旋
- (48) 宅配業
- (49) 通信販売業
- (50) 古物営業法に定める古物営業
- (51) 以上各号に付帯または関連する一切の事業
- 2 前項各号に関する事業、研究、開発、調査およびその受託事業ならびにコンサルタント業
- 3 関連会社の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、資金運用業務およびその代行業務
- 4 知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡
- 5 以上各項に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、日本経済新聞とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5 億 4,000 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株主は、当社に対して単元未満株式売渡請求をすることができる。

- 2 前項の請求を受けたときに当該単元未満株式の数に相当する数の株式を有しない場合は、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他のこれらに関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

- 第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、書面による議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有す

る期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、書面による議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 3 2 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 3 3 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議)

第 3 4 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 3 5 条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、書面による議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印する。

(監査等委員会規程)

第 3 6 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 3 7 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 3 8 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 3 9 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 4 0 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 1 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 4 2 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令

に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条 剰余金の配当が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。